

船舶事故調査報告書

令和元年9月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成31年4月22日 12時12分ごろ
発生場所	山口県上関町祝島旅客船乗場 祝島港東D防波堤東灯台から真方位301°380m付近 (概位 北緯33°47.3′ 東経131°59.4′)
事故の概要	旅客船第五金比羅丸は、着棧中、乗船してきた旅客1人が客室に入った際、開放中の機関室開口部から落下して負傷した。
事故調査の経過	平成31年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 第五金比羅丸、19トン 281-37744山口、個人所有 15.80m×3.90m×1.60m、FRP ディーゼル機関2基、529kW（合計）、平成12年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 28歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年9月3日 免許証交付日 平成28年10月11日 (令和3年10月19日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（旅客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、平成31年4月22日10時40分ごろ、祝島旅客船乗場の浮き棧橋（以下「本件棧橋」という。）北側に右舷付けした。 船長は、旅客全員を降ろしたのち、次の出港予定まで待機していたところ、12時00分ごろ発電機の冷却水が船尾右舷側の排水口から排水されていないことに気付き、発電機を停止して乗組員2人に修理を指示し、客室通路の後部にある縦約57cm 横約53cm の開口部（以下「本件開口部」という。）の蓋を開放した状態で、機関室内の

	<p>状況を見ていた。</p> <p>船長は、本船が12時30分山口県柳井市柳井港向け出港予定で、12時10分から旅客の乗船開始となるが、復旧の目途が立たないことから、客室最後部の通路両側にある2個の椅子にトラロープを渡して立入禁止にするために、12時11分ごろ本件開口部から機関室に入り、トラロープを探し始めた。</p> <p>船長は、12時12分ごろ本件開口部付近から音が聞こえたので振り返ったところ、本件開口部から落下した旅客を認めた。</p> <p>旅客は、船長が呼んだ救急艇で山口県平生町佐賀港まで行き、救急車で病院に搬送され、右下^{たい}腿切創により、9針の縫合処置を受けた。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(右舷前方より)、写真2 本船(右舷後方より)、写真3 船内配置図、写真4 本事故当時の本件開口部及び蓋の状況 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、発電機の冷却水取入口に海面に多量に浮遊していたクラゲが詰まって、冷却水が上がらなくなっていたものの、本事故後、乗組員によりストレーナー(こし器)を開放して掃除をしたところ、発電機は正常に作動した。</p> <p>船長は、12時10分の乗船開始より前の余裕のある時期に、立入禁止の表示措置を講じていれば良かったと、本事故後に思った。</p> <p>旅客は、12時10分ごろ待合室で乗船できる旨の案内を聞いて本船に向かい、右舷後部から乗船し、客室後部の扉付近でどこに座ろうかと思い、客室正面や椅子を見ながら歩いたところ、開口部から深さ約99cmの機関室床に落ちた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件棧橋において着棧中、船長が、本件開口部を開放したまま客室を無人にしたことから、客室に入ってきた旅客が、本件開口部から機関室床に落下して負傷したものと推定される。</p> <p>船長は、機関室内にトラロープを取りに行っても、すぐに戻るから支障はないと思ったことから、本件開口部を開放したまま客室を無人にしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件棧橋において着棧中、船長が、本件開口部を開放したまま客室を無人にしたため、客室に入ってきた旅客が、本件開口部から機関室床に落下したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>船長は、本事故後、立入禁止と表示された立て看板2組を購入し、開口部開放時に立入禁止であることを表示できるようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、作業を行う際、船内の安全確認が終わるまで乗船案内を行わないよう、窓口に伝えておくこと。・ 作業を行う際は、必要な安全措置を確実に講じてから作業を開始すること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

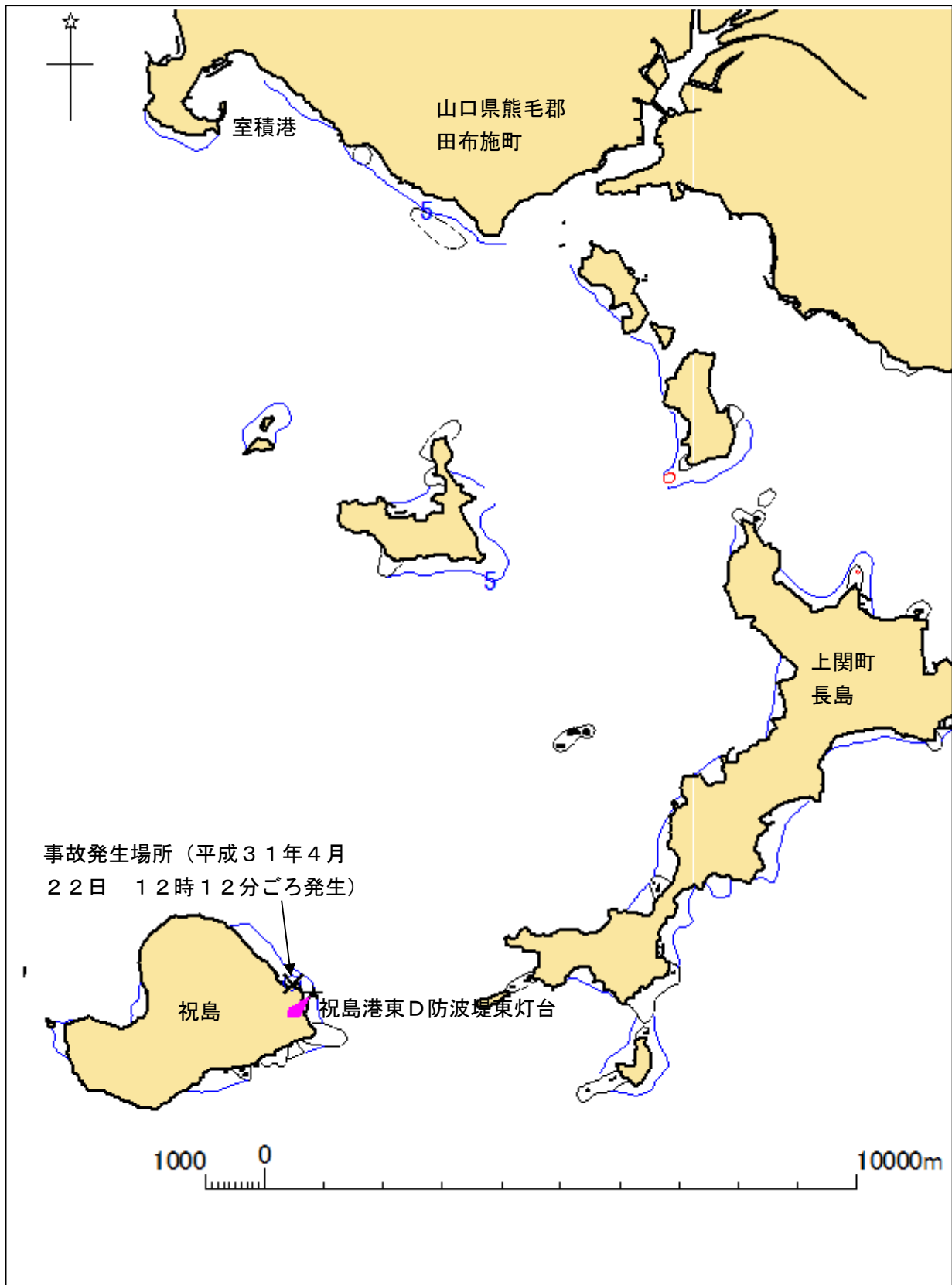


写真1 本船（右舷前方より）



写真2 本船（右舷後方より）



写真3 船内配置図

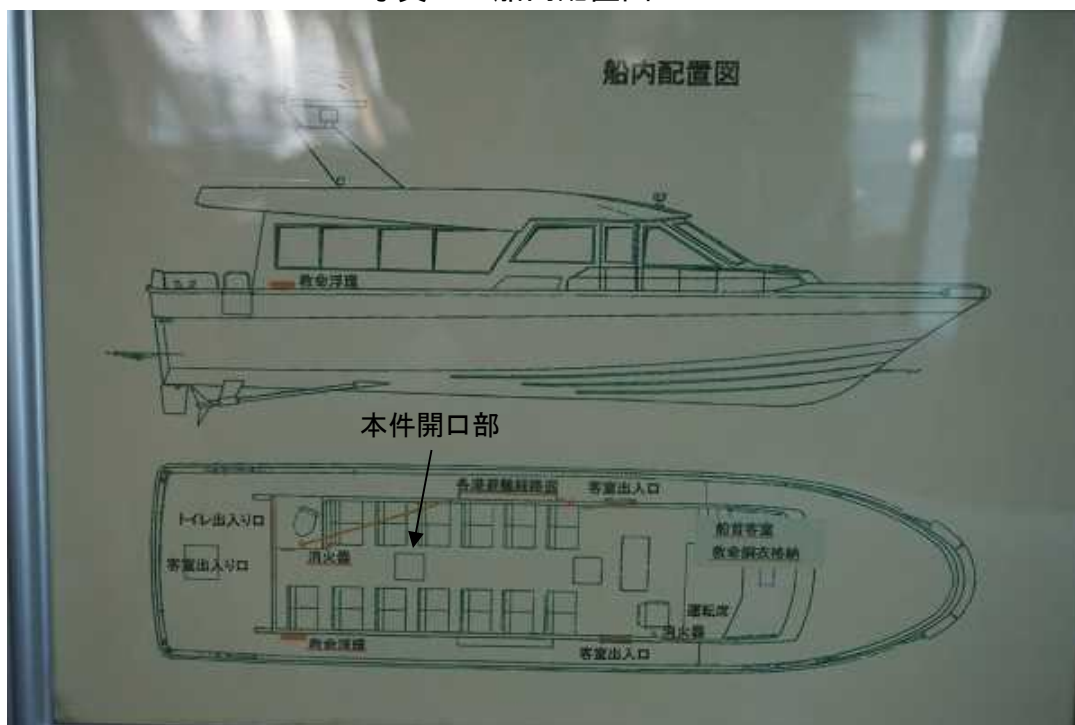


写真4 本事故当時の本件開口部及び蓋の状況

